



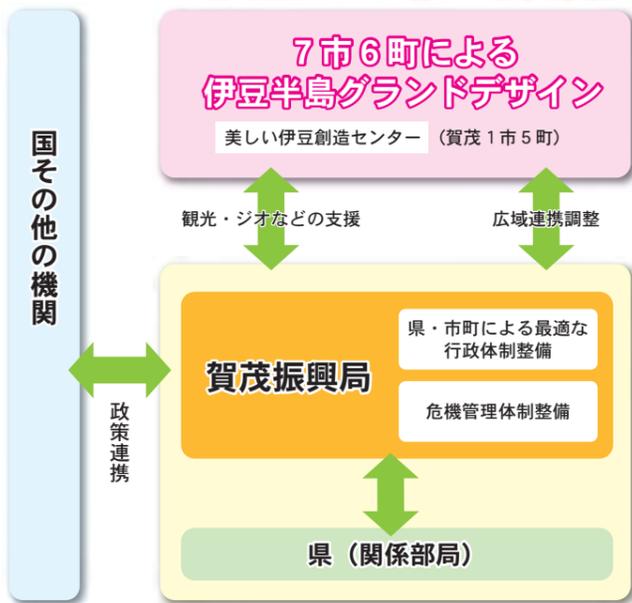
こんにちは  
賀茂振興局です！

この4月から賀茂振興局長兼政策調整監(伊豆半島担当)となった土屋優行です。  
私は、下田市須崎の生まれでありまして、県に入ってから下田に勤務して以来、実に32年ぶりの下田勤務となります。

当時と比べますと、伊豆半島地域にも「人口減少」の影響が及び寄り、加えて産業や観光も大変厳しい状況に置かれていると感じます。

また、想定される南海トラフ巨大地震に対する備えも、より向上しなければなりません。このため、県では、一つには地域の防災力の強化、そして伊豆半島を世界に誇れる地域にするという目標に向かって、地域が一体となって盛り上げていくことをバックアップ

## 「伊豆は一つ」の具現化



プするために、賀茂振興局を新設いたしました。  
賀茂振興局では、伊豆半島地域の市町同士の結びつきを強め、それぞれが持つユニークな取組や情報などについて共有を進めてまいります。さらに賀茂振興局が、市町と国関係団体との橋渡し役となることで、より効果的な伊豆半島地域の魅力発信に取り組みていきます。

最近では、美しい伊豆創造センターの設置や、伊豆半島ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟に向けた活動等、新たな取り組みがこの地域において始まりました。地方創生ということが叫ばれているこのころであります。これらの活動をきっかけに、伊豆半島地域をさらに元気にしていきたいと考えておりますので、今後の賀茂振興局の活動に御期待ください。問合せ先 賀茂振興局地域振興課

☎ 22204

# キラリ! 新採職員です!

平成27年度新規採用職員に抱負や意気込みを語っていただきました。新社会人になってはや3か月、これからもみなさまのご期待に添えられるようまい進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**総務課庶務係 宮崎 想太郎**

総務課の庶務係に配属されて2か月経ちますが、周囲の方々に助けられながらの毎日です。自分にできる業務を増やして、下田市の発展に貢献できるよう努力していきます。

**市民保健課国保年金係 田中 絵里香**

国民年金の業務を担当しています。今は先輩方の優しさや市民の方々の笑顔に助けられながらの毎日ですが、一日でも早く仕事を覚え、私自身も笑顔を絶やさずに頑張ります。

**産業振興課産業振興係 長倉 早希**

県から派遣され産業振興課に配属しています。新しい仕事・場所で迷惑をかけながら過ごしています。市民の皆様ならびに市役所職員の方々のお役に立てよう頑張ります。

**税務課滞納対策係 山本 将矢**

滞納対策係に配属され、主に市外に住む方の税を担当しています。勉強の毎日ですが、税金を扱う責任を自覚しながら、少しでも早く下田市のお役に立てよう精進していきます。

**企画財政課財政係 土屋 晴日**

企画財政課に配属となり、主に起債(市としてお金を借りること)関係の事務を担当しています。魅力あるまちづくりに貢献するため努力していきますのでよろしくお願いいたします。

**福祉事務所保護係 田上 秋実**

福祉事務所で主に経理、医療、介護事務を担当しています。配属されてから数か月、まだ慣れないことも多い毎日ですが、少しでも早く役に立てよう、日々努力していきます。

**市民保健課国保年金係 鈴木 顕己**

市民保健課に配属となり、後期高齢者医療を担当することになりました。難しい業務ではありますが、少しでも市民の皆様のお役に立てるように努力していきます。

**税務課収納係 大久 萌**

税務課に配属となり、税金を扱う仕事をしています。まだまだ学ぶことがたくさんありますが、ひとつひとつ着実に取り組み、日々成長していけるよう努めます。

## 臨時福祉給付金の日程が決まりました!!

- ・臨時福祉給付金
  - ・子育て世帯臨時特例給付金
- 平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられた影響等を踏まえ、今年も暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」を給付します。

**臨時福祉給付金**  
(所得の低い方の負担を緩和します)

平成27年度の住民税が課税されていない方が対象となります。

※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、課税者の扶養となっている方)、生活保護受給者は対象外です。

**給付額**  
給付対象者一人につき 6,000円

**基準日** 平成27年1月1日

**受付会場**  
市役所市民係(窓口②)前のロビー

**受付期間**  
9月1日~12月1日

**子育て世帯臨時特例給付金**

支給開始時期 10月頃から随時

※支払日については決定通知書にてお知らせいたします。

**対象児童**  
平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※ただし、特例給付(児童手当所得制限限度額以上の方)は対象外です。

**給付額**  
対象児童一人につき 3,000円

**受付期間** 9月1日まで(受付は既に始まっています)。

**支給開始時期** 10月9日から(予定)

申請書については6月の児童手当・特例給付 現況届に同封しております(公務員の方への子育て世帯臨時特例給付金の申請書等は勤務先から配布されます)。

**申請・問合せ先**  
福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) 22216